

令和4年狛江市教育委員会第1回臨時会会議録

日 時 令和4年3月31日(木) 13:30～14:30

場 所 防災センター4階会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 熊谷 勝仁・鈴木 晃子・小川 敦子

事務局(議案説明者)

教育部長 上田 智弘

教育部理事(兼)指導室長 小嶺 大進

学校教育課長 高橋 治

社会教育課長 鎌谷 京子

公民館長 浅井 信治

図書館長 細川 浩光

社会教育課副主幹 宇佐美 哲也

1 審議事項

- (1) 議案第13号
狛江市学校運営協議会規則
- (2) 議案第14号
狛江市立図書館ホームページ運用管理規則
- (3) 議案第15号
狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する要綱
- (4) 議案第16号
狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (5) 議案第17号
狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (6) 議案第18号
狛江市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

2 報告事項

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和2年度事業）について
- (2) 狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について

3 追加審議事項

- (1) 議案第19号
狛江市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

ただいまから、令和4年狛江市教育委員会第1回臨時会を開会します。
本日は佐藤委員から欠席の届けがされています。教育長及び在任教育委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立となります。
会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「鈴木委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第13号「狛江市学校運営協議会規則」について、審議します。

本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく、狛江市学校運営協議会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものです。なお、付議案件（3）議案第15号「狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する要綱」、及び付議案件（6）議案第18号「狛江市立学校事案決定規程の一部を改正する規程」も関連する事項ですので、一括して審議します。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく狛江市学校運営協議会の設置及び運営について、必要な事項を定めるとともに、改正・廃止が必要な例規について整理するものです。

まず、付議案件（1）議案第13号「狛江市学校運営協議会規則」について、以前の教育委員会定例会で承認いただいた「狛江市コミュニティ・スクール設置方針」や、YouTube上に公開している説明動画でも説明しているとおり、狛江市では中学校区を基本とするゾーンごとに学校運営協議会を設置いたします。各ゾーンの所属校は、第3条第1号から第4号までに記載のとおりです。

次に、学校運営協議会の主な役割として、第4条「基本的な方針の承認」及び第5条「学校運営に関する意見」を規定しています。「委員の任期は1年とし、再任を妨げない。」と規定しています。1年としている理由については、保護者や地域の方々の幅広い参画をお願いしたいと考えているため、複数年の任期といった、ある種の負担となってしまうような設定よりも望ましいと考えたためです。一方で、幅広い参画と同じく重要な点として、核となる委員の方の継続的な参画のお願い、委員間における課題や目指す方向性等の「継承」という点も挙げられることから、「再任は妨げない」と規定しています。

最後に、「狛江市公立学校の管理運営に関する規則」において、学校運営連絡協議会の設置に関する事、また、運営に関する事を教育長が別に定めることができると規定されていますが、本学校運営協議会規則の制定をもって、本規定は削除します。

次に、付議案件（3）議案第15号「狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する要綱」について、学校運営協議会の設置をもって、これまでの学校運営連絡協議会は発展的解消を図ることから、学校運営連絡協議会設置要綱については廃止します。

最後に、付議案件（6）議案第18号「狛江市立学校事案決定規程の一部を改正する規程」について、別表中に「学校運営連絡協議会」の文言があることから、「学校運営協議会」に改めています。

教育長

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。付議案件（1）議案第13号「狛江市学校運営協議会規則」、付議案件（3）議案第15号「狛江市公立学校運営連絡協議会設置要綱を廃止する要綱」、及び付議案件（6）議案第18号「狛江市立学校事案決定規程の一部を改正する規程」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、付議案件（1）議案第13号、付議案件（3）議案第15号、及

び付議案件（6）議案第18号を承認します。

次に、付議案件（2）議案第14号「狛江市立図書館ホームページ運用管理規則」について、審議します。

本件は、狛江市立図書館ホームページの運用及び管理について、必要な事項を定めるものです。詳細は図書館長より説明します。

図書館長 本件につきましては、狛江市立図書館ホームページの運用及び管理に関し、掲載する情報や運用管理者、コンテンツの作成、利用者への配慮等について、必要な事項を定めるものです。なお、公布の日から施行することとしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ、質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。付議案件（2）議案第14号「狛江市立図書館ホームページ運用管理規則」を了承することによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（2）議案第14号を承認いたします。

次に、付議案件（4）議案第16号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。

本件は、地域学校協働活動推進事業の事業内容を追加すること等に伴い、所要の改正を行うものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件につきましては、地域学校協働活動推進事業の事業内容を追加し、新年度予算で計上している協働活動支援員に関する報償の基準を設けるとともに、所要の改正を行うものです。

第9条「協働活動支援員」について、第1号「出前授業等の講師」、第2号「学校の授業の補助を行う者」、及び第3項「授業等で使用する映像教材を作成する者」と規定しています。報償額は別表において、1時間当たり

1,480円で1回当たり3,000円、動画は1本当たり10,000円を上限とするともに、その他所要の改正を行っています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 令和3年度において、協働活動支援員の活動は実際行われたのでしょうか。

社会教育課長 令和3年度においては、出前授業等の講師として地域の方ではなく、企業の方に来ていただきました。映像教材を作成していただく方としてボランティアの方に入ってください、現在映像を作成している途中です。

小川委員 この方々の報償等について、どのように対応してきたのでしょうか。

社会教育課長 今年度については、交通費等の実費相当分を支払っております。映像教材作成のボランティアの方に関する規定がなかったため、報償は支出していません。

教育長 他に何かございますでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。
それでは、お諮りいたします。付議案件（4）議案第16号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することによるでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（4）議案第16号を承認いたします。
次に、付議案件（5）議案第17号「狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。
本件は、サードブック事業について、図書を学校で贈呈することに伴い、所要の改正を行うものです。詳細は図書館長より説明します。

図書館長 本件につきましては、中学校1年生に図書を贈呈するサードブック事業について、図書の贈呈方法を変更するものです。

学校教育課長 本件につきましては、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例第4条の規定に基づき、教育委員会が市内の通学路に設置する防犯カメラの設置及び運用の基準に関し、必要な事項を定めているものですが、今回、防犯カメラの追加設置に伴い、別表を改正いたしました。

通学路防犯カメラは、東京都防犯設備整備補助事業補助金を活用し、平成26年度から平成28年度までに30台、平成31年度から令和3年度までに30台、計60台を設置する計画で、今年度設置した10台で計画は全て完了しました。なお、防犯カメラの設置個所は、通学路合同点検の結果、また、各学校や各学校のPTAからの設置希望に基づき選定しています。本基準は令和4年3月10日から施行しています。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

鈴木委員 自己点検及び評価報告書について意見を述べます。まず、「1-1-3 いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します」について、コロナ禍でいじめのあり方が変容してきているのではないかと思います。原因の一つとしてマスク生活によって、子どもたちの表情が見えにくく、ちょっとした様子の変化に気づきにくいことがあると思います。子どもたちの心の動きなどを把握するために、hyper-QUなどを補完的なツールとして活用することは効果があると思います。

また、いじめられている側の心の動きの把握は本当に大切だと思います。それと同時に、いじている側についても、その原因や背景等を把握し、心のケアをすることが今後課題になってくると思います。見落としがないようお願いします。

教育長 他にはいかがでしょうか。

熊谷委員 2点質問です。A評価が1項目のみで、例年に比べると少ないと思います。また、コロナ禍の影響を除くC評価も1項目のみです。ほとんどの項目がB評価の中で、児童・生徒の安全確保に関する事業のC評価について、重

く受け止めています。評価基準が変わったことが原因ではないかと思いますが、C評価の理由について、教えていただきたい。

学校教育課長 令和2年度は第3期教育振興基本計画に基づく新しい実施計画の1年目の事業であり、これからの5年間で推進していくという目標になっております。前回の評価においては、前年度より取組みを進めた場合、BとAの良い評価が得られる形でした。審議会で単に前年度との比較ではなく、明確な目標を掲げ、目標に対する達成度を評価すべきではないかという御意見をいただきました。そのため、今回からの新しい評価については、各項目に計画期間終了時点における到達目標を掲げ、そこにどの程度到達しているのかを重視した評価となっています。令和2年度は1年目であり、最終目標までには達していないため、BとCになっています。

GIGAスクール構想のA評価については、当初は令和6年度までに段階的に進めていく計画でしたが、コロナ禍により1人1台タブレット端末等の整備が一気に進みましたので、A評価をつけました。交通安全の項目については、防犯カメラの整備等個々の事業は進んでいるものの、デジタル地図を導入したものの全庁的に展開し共有するという目標には達していないため、C評価とさせていただきます。

熊谷委員 一般的には、単に1年でどこまで達成できたかという感覚があるため、評価報告書の中で分かりやすく説明してもらえればと思います。

教育長 他にはいかがでしょうか。

鈴木委員 「1-2-3 共に社会をつくり支える資質・能力の向上に資する教育を推進します。」について、意見を述べます。キャリア・パスポートが何年前から導入され、必修授業となっていますが、まだ成長過程の中で自分が何者なのかが分からない子どもたちが、それを無理やり書かされる感が出てしまうと辛いものになってしまうと思います。コロナ禍で色々な体験をしたり、人の話を聞いたりする機会が減ってきてしまったことは本当に残念です。一つの夢を追い続けることも、いろんなものに出会って変化していくことも、人

生だと思えます。キャリア・パスポートは子どもたちにとって、自分が成長するにつれて、どうやって生きていきたいのかを柔軟に視野を広げて考えていけるようなものになって欲しいと思えます。また、キャリア・パスポートの管理も先生方の負担にならないようにしていただきたい。

「1-2-5 学校内外における生活全般に関する安全教育をより一層推進します。」に関する意見です。学校では、トラブルの未然防止に関する指導や教育ができる一方、トラブルの解決については、対応しきれない部分があると思えます。しかし、とりあえず学校に言う、学校に言えば何でも解決するという学校依存社会の傾向が強まっています。新年度当初の保護者会等で、校長先生に学校で対応できない部分、家庭で協力していただく部分をメッセージとして強く打ち出していただきたい。

教育長 今の御意見に対して、何かございますか。

指導室長 御指摘のとおり、学校で対応できることと、家庭に協力していただくことについて、保護者に説明し、理解をいただく必要があると考えております。年度当初の保護者会で、校長先生をはじめ学級担任は、色々な生活指導についてお話をさせていただきます。特に SNS に関するトラブルについては、毎年課題として挙がっております。例えばスマートフォンと SNS の管理について、学校でも指導しますが、家庭でも指導・管理をしていただく必要があると思えます。学校が完全に家庭に任せるということではなく、家庭と連携し、課題解決を図っていくというスタンスを保護者に周知できるように校長会等を通じて指導してまいります。

鈴木委員 「3-1-1 研修及び教育研究への支援を充実し、教員の資質・能力を図ります。」と「3-1-3 持続可能な学校指導体制づくりを推進します。」について、意見を述べます。この2年間コロナ禍の影響で、この時期にやらなければならない教育活動が制限されてしまい、実践が難しかったといったことが教育現場で起きています。また、欠員で講師を探す場面も出てきていると思えます。新規採用の教員の育成と教員の確保を並行してやらなければいけ

ないと思いますが、年度途中で欠員が出た場合、どのように教員を探すのでしょうか。

指導室長 年度途中も年度始めも、学校で講師を配置したい場合、学校が直接東京都が作成した講師登録名簿から候補者に電話し、交渉を進める形になります。実際に東京都の名簿で配置に至らない場合は、やむを得ず特別任用という形で、副校長が色々な情報を元に探していくという状況です。

鈴木委員 3学期に入ってから、コロナ禍で児童・生徒はもちろんのこと、教員が登校できないという状況も多々あったと思います。安全面から学校に教員が最低限何人いないといけないというような規定はありますか。例えば、1学年3学級のうち、1学級しか担任がいないということがあった場合、児童・生徒の安全面が心配になります。

指導室長 1月後半から2月にかけて、学級閉鎖、または教員が濃厚接触や陽性反応で自宅待機せざるを得ない状況が多数あり、東京都全体で危機的な状況でした。実際に何割の教員が休むと学校運営ができないというような規定はありませんが、例えば3学級がある学年で担任3人全員が休んだ場合、誰もその学年を指導できなくなってしまうため、非常に困難な状況になります。本市では、今回は学級担任1人もしくは2人が休んだことがありました。その際、登校している1学級の担任が他の学級の子どもたちの自宅にも授業を配信したり、もしくは自宅待機中の担任が子どもたちの自宅や学校に授業を配信したりして対応しました。学びを止めないために、タブレット端末の1人1台配置は非常に効果がありました。

鈴木委員 気になっている安全面はいかがでしょうか。

指導室長 今年度から教員以外にスクールサポートスタッフを全校に1人ずつ配置しております。実際にスクールサポートスタッフが教室に入り、子どもたちの安全管理を行った学校もあります。

教育長 他にはいかがでしょうか。

小川委員 「5-1-1 狛江の歴史を身近に感じ、狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりを行います。」について、意見を述べます。社会科の授業で狛江市と東京都全体の勉強をする小学校低・中学年の参加者は多いものの、高学年、中学生になると地域への興味・関心が薄くなり、参加者が少なくなるということが想定できます。

狛江の地域資源を活用した事業を進めることは、コロナ禍や古民家園の大規模改修等も相まってなかなか厳しい面もありますが、C評価になってしまった点は残念です。

コロナ禍でも臨機応変に対応していただいている先生方の努力に感謝しておりますが、令和4年度以降の事業はさらにもう一步踏み込んで地域資源を活用し、子どもたちに狛江への愛着や歴史に関心を持ってもらえるような工夫をしていただきたい。

社会教育課文化財担当副主幹 通常であれば、少なくとも小学校3年生と6年生のときに、こちらから積極的に働きかけて、狛江の歴史に触れていただく機会を提供してきております。具体的には、3年生には古民家園で昔の暮らしを体験してもらう体験学習、6年生には市内の遺跡から出た土器や石器に実際に触れてもらう出前講座を実施しております。令和2年度はコロナ禍の影響でこれらの事業を実施できませんでした。令和3年度からは、基本的に感染対策を取りながら、通常の形に徐々に戻ってきているところです。

関心が幅広くなっていく中学生と高校生の層に対するアプローチについては、私たちも悩んでおります。その中で、中学校1年生にガイドブックを配布し、それを基に市内の古い道等の文化財に触れていただく機会を提供しています。また、高校生の年代が地元にも少しも関心持ってもらえるように、今年度から古民家園で、狛江高校の箏曲部に協力いただき、お月見の時に琴の鑑賞会をやっております。今後も小学校高学年から高校生の年代に地域に対する興味・関心を持ち続けてもらうために、新しい試みを行いながら、効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

小川委員 ぜひ他の事業も含めて、With コロナの中で何ができるかを探っていただきたいと思います。

教育長 他にはいかがでしょうか。なければ事務報告（２）「狛江市通学路防犯カメラ設置運用基準の一部を改正する基準について」、何かありますでしょうか。特にないようでしたら、その他に連絡事項はありますでしょうか。

公民館長 狛江市民センター改修を考える市民ワークショップについて、報告いたします。

第４回ワークショップについて、３月２７日（日）午前９時３０分から、防災センター４階会議室で開催しました。参加者は１６名でした。

始めに、前回の振り返りや市民活動支援センターに関する説明等をした後、３グループに分かれ、「部屋の配置・部屋の面積を考えよう」をテーマに各グループでアイデアを出し合い、代表の方に発表していただきました。説明内容についての質疑応答や、ワークショップの進行に対する参加者からの意見等もあったため、予定の時間より遅れてグループワークを実施しましたが、グループワークでは委託事業者が用意した現状の市民センターの模型を見ながら、活発に意見が出されていました。

４月１０日に第５回ワークショップを図書館ワークショップとの合同開催で予定しています。

図書館長 みんなの思いえがく市民センターと新図書館を考える小中高生ワークショップについて、報告いたします。

同ワークショップについて、３月２７日（日）午後２時から、防災センター４階会議室で開催しました。延期等の影響もあり、キャンセルが何名か出ましたが、対面での参加３名、Webでの参加３名の計６名の参加があり、内訳は高校生２名、中学生３名、小学生１名でした。

始めに、市民センター改修及び新図書館整備の説明をした後、「新しい市民センター・新図書館を皆さんはどのように使いたいですか？」という内容で、話し合いをしてもらいました。「日差しのある明るい施設が良い」、「花や植物で癒される空間にして欲しい」、「勉強できる場所が欲しい」等の多

くの見意が出されました。これらの意見は、ワークショップや新図書館整備基本構想検討委員会に伝える予定です。

4月10日に公民館ワークショップとの合同開催を予定しています。

図書館長 「第四次狛江市子ども読書活動推進計画」について、図書館ホームページにて「概要版」も併せて公開しましたので、報告いたします。

第3回教育委員会定例会において承認いただいた本計画の公開に当たっては、第1回教育委員会定例会での御指摘を踏まえ、分かりやすい周知を図るため「概要版」を作成し、公開しました。

なお、計画の冊子については現在印刷中ですが、完成次第、図書館及び各図書室で閲覧・貸出するほか、関連施設等へ配布し、計画の推進を図ってまいります。

教育長 以上報告に関しまして、何かございますでしょうか。

鈴木委員 佐藤委員からの御意見を踏まえ、作成していただいた「第四次狛江市子ども読書活動推進計画」の「概要版」を拝見しました。温かみのある紙面であり、とても分かりやすく見やすいものになっていると思います。読書は単に数をこなすことが目的ではなく、豊かな人間性と学び考え生きる力を育むということが目的だと思います。本を読みたくなるような環境づくりと、推進計画の保護者に向けての周知をよろしく願いいたします。

教育長 他になければ、以上をもちまして、令和4年狛江市教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。